

伐倒木買取りを伴う森林整備業務に係る受注希望型競争入札制度の概要

(最終改正 令和6年4月1日)

1 制度の趣旨

県営林の間伐・主伐で発生した伐倒木を有効活用するため、搬出の条件が整っている箇所について伐倒木の買取りを条件とした受注希望型競争入札を行います。

2 従来の森林整備業務に係る受注希望型競争入札との相違点

(1) 入札参加資格

従来の森林整備に係る受注希望型競争入札と変更はありません。

(2) 入札方法

入札書を郵送する郵送方式ではなく、入札参加希望者が入札会場に集合して公開入札を行います。

(3) 入札回数

入札は2回を限度として行います。

(4) 予定価格

予定価格は、事業費(伐木・造材・集材・地拵・植栽等)及び伐倒木評価額に対して設定されます。

(5) 工事費内訳書の提出

第1回入札時に提出します。第2回入札で落札した場合は、入札参加資格要件審査書類として落札額と同額の工事内訳書を提出していただきます。

(6) 低入札価格調査

伐採から集材までの経費(事業費)については、低入札価格調査制度の対象とし、受注希望型競争入札に係る低入札価格調査制度事務処理試行要領(平成15年4月14日付け15監技第7号)第3第2号に規定する「失格基準価格」の算定を準用します。

(7) 落札の決定方法

事業費見積額が事業費の予定価格(消費税及び地方消費税を除く)の制限の範囲内かつ事業費見積額から伐倒木買取見積額を差し引いた額が最小の入札者(事業費見積額が低入札価格調査制度事務処理試行要領に基づく事業費の失格基準価格を下回って入札した者、又は適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。)

【 入札の流れ 】

